

高額請求！クーリング・オフに応じない!!

悪質な消火器点検業者 にご注意を!!



～今、兵庫県内の中小企業でトラブル続発中～

悪質な消火器点検業者は、アポ電をかけてきたり、突然訪問して来て、

消火器点検の時期が来ました。いつ伺いましょうか??

いつもお世話になっております。消火器の定期点検に伺いました。

と、あたかも正規の契約業者による点検であるかのように装って契約を取り付け、後に正規の契約業者ではないことに気付くも、事業者間取引（クーリング・オフの適用除外）を理由に契約解除に応じないとしてトラブルを発生させています。

悪質な消火器点検業者の特徴

- ① 訪問後、直ぐに契約書にサインを求めてくる。
- ② 点検終了後、即日現金支払いで請求してくる。
- ③ 事業者間取引を理由に契約解除に応じない。
- ④ 支払いに応じない場合、消火器を返還しない旨告げて強引な請求をしてくる。

防犯ポイント

- 業者名を確認し、正規の契約業者かどうかしっかり確認!!
- 上司等に必ず点検を依頼した事実を確認!!
- 契約書の請求金額を確認してからサイン!!
- サインした場合や代金を支払った場合でも、納得できないなら民事訴訟による解決を検討!!

本当に事業者間取引は契約解除できないの??

過去においては、消防設備点検業者と自動車販売店との間で契約締結された消火器薬剤充填整備等の役務提供契約について、特定商取引法の適用（クーリング・オフの成立）を認めた民事裁判例（大阪高判平成15年7月30日）が認められることから、被害回復のため弁護士への相談や法的措置を検討しましょう。

この裁判例については、インターネット上でも確認できます。



最 寄 り の 警 察 署 生 活 安 全 課
又 は

ヤミ金融・悪質商法110番 078-371-9110